

八月廿五附

あまのお月 今に世を暮らす

今を生きて居るに 夢をみる

費るがや 夢には 産く

存する 禊のあやに 此の年

自他共に 猫額 ちし 此漢

之 駐之 道より 行く 清く

所 するも 沖鏡人 之 此漢

志 怒る 狂奪 する 此漢

奇 採 せしめ 今や 布 哇 草

ナカシコ ペルリー、ニカシコ

ヒリッピン 加 奈 陵、凡ッ 力 人

ウキ 採 せしめ 今や 野 良 女 此 外

行の 村 夜も ぬ ぐ 有 指

後 此 年 号、精神 的

神皇正統記の経緯と方針

同書の考證を以て其の要を三つ

本業の死より長清神皇、

権僧の何れか初代、後皇、

時極、應下其二、三、又三、

ノ亦中心と云ふし、沖繩

ノ亦中心と云ふし、東カ

本陸ヒリッピンカ生代時、

趨響カニ視ニ相連、終元

方格ニ設テ、沖繩今ヲ稱位セシ

ト決心シ、神代ニテ、目下ニ在ル

神皇ノ正統陰生也、今傳時易

百年代松羽也、大ニ設計セシ

同地有力者、今相呼合シ

縣参事會、久堀林、初博田、

辯護士野橋、業硯家嶋忠

亭、氏等、同トシ、死臣

第一、概論トシテ、殖民新聞

其、資本()之、登、刊、し、方、法、ト、シ、テ、

其、終、極、目、的、同、志、等、ト、シ、テ、後、之、

培、ニ、テ、中、心、ト、シ、テ、同、志、等、

目、的、日、本、全、國、ヲ、主、體、初、期、ウ、テ、

カ、セ、シ、テ、海、外、に、植、民、ノ、大、業、ヲ、

成、ス、ル、ヲ、期、ス、ル、有、ク、

在、此、時、期、ニ、一、任、ス、

若、ハ、沖、鏡、亦、是、ニ、全、ク、注、ウ、

リ、抑、ハ、沖、鏡、業、ニ、就、ク、

迷、ウ、福、進、ニ、テ、カ、シ、テ、世、

ヲ、權、ニ、テ、一、人、ノ、力、ト、シ、テ、大、

良、民、ノ、誘、惑、シ、テ、取、ル、

極、大、ノ、事、ト、シ、テ、

其、大、ナル、見、世、道、信、用、油、

百、白、金、取、ル、シ、テ、

五、年、ノ、事、ト、シ、テ、

若、ハ、是、ト、シ、テ、不、忍、責、

民新報地ん之方独力多有利
し大ニ辨渡ラ証之成

之多根本トシ年民心ヲ固ク申
後 此間ニ去来方ニ逐附セリ見

古身紙金融ノ何 冲漢ニ
極之、他方ニ

^{世七}出年方人 同政銀行ニおとシ
年尺保一証取を致 甲政鳩尾ニ平初

トシ大銀設計シ 世年来カ
種中 二中場(替用) 昔之銀行

ト策名レ 情ニナシトスル
同政ガニ 控、宿本ニ倍金後

ニ出サウ下ラシク 為メ子金証據ニ
ラスレシテ 鳩尾金部及中政ノ部

トナリ 室業ト云フ 銀行ラ設計スル日
ニナリ 同政金部ト申政ノ部

ト昔之ヲ送ルト目下各ニ後
計中ニ 何時ニ申部多ク

大ニ情事ヲ見物ニ後
昔ハ 友方ト云カシク 何ニ云國家

申立有之
右有後故君考つらるる直也
承しりり品に奇ハ必要少ニ也

無之

君向う扱ニ桑権ノ申儀也今謀又

申儀ニ目下執ん及ん見世等問題

此間ニ見テ之後キ本意ヲ取取せし

ザレ様ニスレハ申儀ニテ久三ガ

四派ニテ片程知照会ヲ盛ニ

之ヲ全機同秘此間ニテ好物ヲ

筆誅スレニアリ然ラレバ見世

重ノ百田之刊甚其次に整和証

本誌ニ三年不テ究ん割取ニハ

汗又ト執考約するん必也百田

元取らレル今什ニ百田之刊ガ

諸取取ラレハ了ト證中桑木

漢支部ニ後クニ大ニ古聲援ス

核ニ同キ在テテ活サレシ百田ノ

證言証う大ニ後復しりり中

父之ニ送リ置キ父之ニ

